

# 遠野市特別の理由による ワクチン再接種費用助成のお知らせ

遠野市では、造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植等）や化学療法等の医療行為により、治療前に接種した定期接種の免疫が低下又は消失したと医師が認め、任意で再度予防接種を受ける方へ、再接種に係る費用を一部助成します。

## 1 助成対象者 次の2つの要件を満たす方

- (1) 再度の予防接種を受ける日において遠野市に住所を有する20歳未満の方
- (2) 造血幹細胞移植や化学療法等の医療行為により、接種済の定期接種の免疫が低下又は消失したと医師が認め、予防接種の再接種を希望される方

## 2 助成対象となる予防接種の条件

- (1) 予防接種法で定期接種に位置付けられている子どもの予防接種であること  
種類：B型肝炎、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、四種混合、三種混合、二種混合、不活化ポリオ、麻しん風しん（MR）、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス
- (2) 治療前に接種した定期接種の再接種であること
- (3) 医師が必要と認めるものであること
- (4) 令和4年6月1日以降の接種であること

※但し、以下の予防接種は接種できる年齢に制限がありますので、ご注意ください  
ヒブワクチン⇒10歳未満 小児用肺炎球菌⇒6歳未満 四種混合⇒15歳未満

## 3 助成方法 償還払い（全額医療機関へ支払い後、市へ償還払いの申請をします）

## 4 助成金額 再接種にかかった費用（上限あり）

## 5 申請に必要な書類（申請の流れについては、裏面をご覧ください）

### (1) 再接種をする前の必要書類

- ① 遠野市特別の理由によるワクチン再接種費用助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 遠野市特別の理由によるワクチン再接種に係る医師の意見書（様式第2号）
- ③ 母子健康手帳（予防接種の履歴確認）

※再接種前に接種予定のワクチンの種類が変更になった場合は変更届の提出が必要です

### (2) 再接種が終わった後の必要書類

- ① 遠野市特別の理由によるワクチン再接種実施報告書兼費用助成金交付請求書（様式第6号）
- ② 振込先と口座番号がわかるもの
- ③ 当該予防接種の接種料金がわかる医療機関が発行した領収証及び明細書の写し
- ④ 母子健康手帳（予防接種の履歴確認）

## 6 問合せ

遠野市健康福祉部 保健医療課 母子安心係 0198-68-3186

# 遠野市特別の理由による ワクチン再接種費用助成金申請の流れ

## 1 再接種前に必ず、必要書類を添えて市へ申請する

<必要書類>

- ① 遠野市特別の理由によるワクチン再接種費用助成金交付申請書（様式第1号） ※申請者が記入
- ② 遠野市特別の理由によるワクチン再接種に係る医師の意見書（様式第2号） ※主治医が記入
- ③ 母子健康手帳

※ 再接種前に接種予定の予防接種の種類が変更になった場合、遠野市特別の理由によるワクチン再接種費用助成金変更承認申請書（様式第4号）の提出が必要です。

## 2 市が申請受付及び助成の可否決定をする

市は、申請者からの申請受付後、内容を審査し、遠野市特別の理由によるワクチン再接種費用助成金認定（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知する

※ 却下の場合は、助成を受けられません。再接種に係る費用は全額自己負担となります。

## 3 予防接種の再接種を受ける

助成金認定通知書（様式第3号）が届いたら、医療機関で再接種を受ける

※ 再接種にかかった費用は、医療機関へ全額支払い後、市へ償還払いの手続きをします。

## 4 再接種実施報告及び助成金の請求手続き

再接種を受けた日から1年以内に必要書類を添えて、市へ申請する

《必要書類》

- ① 遠野市特別の理由によるワクチン再接種実施報告書兼費用助成金交付請求書（様式第6号）  
※申請者が記入
- ② 医療機関が発行した予防接種の再接種に要した費用に係る領収証及び医療費明細書の写し
- ③ 母子健康手帳（再接種した予防接種歴の確認のため）
- ④ 振込先口座がわかる通帳等

## 5 助成金の交付

申請者（助成認定者）からの書類受付後、内容を審査し、助成の可否及び助成金交付決定額を遠野市特別の理由によるワクチン再接種費用助成金交付決定（却下）通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知する

## 6 助成金受取り

遠野市特別の理由によるワクチン再接種費用助成金交付決定通知書（様式第7号）を受け取り後、約1か月以内に指定口座に助成金が振り込まれる